

毎週火、金曜日発行（但休日該当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

条 例

鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例をここに
公布する。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県條例第十九号

目 次

◇ 条 例 鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例

鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例

鳥取県管住宅管理條例（昭和三十四年十二月鳥取県條例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県管住宅中

三十五年	湖 山 町	鳥 取 市 湖 山 町	簡易耐火	二、四三〇円	
三十五年	湖 山 町	鳥 取 市 湖 山 町	簡易耐火	二、四三〇円	
三十六年	緑 町	鳥 取 市 立 川 町 五 丁 目	木 造	二、〇〇〇円	集会室付
三十六年	ひばりが丘	鳥 取 市 浜 坂	木 造	一、八〇〇円	集会室付
三十六年	高 松	境 港 市 竹 内 町	簡易耐火	二、四〇〇円	

を に

同表の第二種県管住宅中

三十五年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、四〇五円
三十五年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、四〇五円
三十六年	高松	境港市竹内町	簡易耐火	二、一〇〇円
三十六年	福原	米子市西福原	中層耐火	二、五〇〇円

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五、第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市吉田一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市東谷町印刷所
 〔定価〕 一部 月極 二五〇円(配達料共)

に を